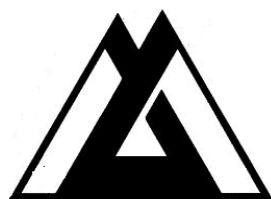


平成29年度

# 計量業務概要

平成30年6月



富山県計量検定所

## ま え が き

計量制度は、社会経済活動の基盤として、産業や文化を発展させ、社会生活の向上に大きく貢献しております。

富山県計量検定所においては、計量法に基づき適正な計量の実施の確保と消費者利益の保護を図るため、各種特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の登録、各事業所への立入検査並びに商品量目の適正化や計量思想の啓発普及に努めてまいりました。

近年、計量制度は、社会の多様化、高度情報化、国際化、規制緩和などに伴い、検定・検査基準を中心に制度の見直しが行われてきております。

本県においても、この制度改革にも適切に対応しながら、県民の皆様が豊かで快適な生活が送れるよう、今後とも時代の変化に即応した業務の推進と計量思想の高揚に鋭意努めていくこととしております。

この「計量業務概要」は、平成29年度の当所の業務実績と、計量法上の特定市である富山市と高岡市の業務実績の概略をとりまとめたものです。

本県における計量行政をご理解いただくとともに、関係各位の参考としてご活用いただければ幸いです。

平成30年6月

富山県計量検定所長

# 目 次

## I 概 要

- 1 業 務 ..... 2
- 2 沿 革
- 3 組織と所掌事務

## II 業 務

- 1 計量関係事業の登録等
  - (1) 計量関係事業の登録等の実績 ..... 4
    - ※ 標章・標識
  - (2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況 ..... 5
  
- 2 計量器の検定
  - (1) 器種別検定の実績 ..... 6
  - (2) 検定の推移
  - (3) 検定の実施方法 ..... 7
    - ※ 証印
  
- 3 計量器の検査
  - (1) 基準器検査 ..... 8
  - (2) 計量証明検査 ..... 9
  - (3) 依頼検査 ..... 10
  - (4) 計量器の定期検査 ..... 11
  
- 4 立入検査
  - (1) 商品量目立入検査 ..... 15
  - (2) 計量器の立入検査 ..... 18
  - (3) 計量関係事業者への立入検査 ..... 19
  
- 5 商品量目試買調査会 ..... 20
  
- 6 計量思想の普及指導
  - (1) 計量記念日事業 ..... 21
  - (2) 講習会

### Ⅲ 特定市における業務概要

□ 富山市	.....	23
1 計量器の定期検査		
2 立入検査		
□ 高岡市	.....	25
1 計量器の定期検査		
2 立入検査		

# I 概 要

# 1 業 務

富山県計量検定所は、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的に、計量法に定める業務を行うために設置された行政機関です。

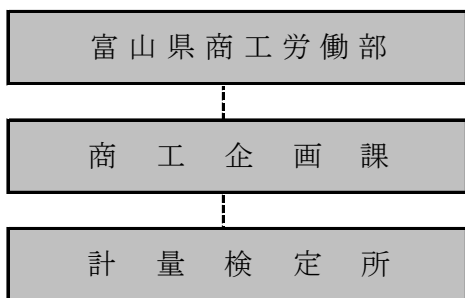
所管区域は県下全域ですが、計量法上の特定市である富山市及び高岡市の権限に係る業務(はかりの定期検査、立入検査)は除かれています。主な所掌事務は、次のとおりです。

- (1) 計量器の検定及び検査
- (2) 計量関係事業者の指導及び立入検査
- (3) 計量思想の啓発普及

# 2 沿 革

明治25年12月	富山県常置度量衡検定所を県庁内に創設
明治36年12月	富山地方度量衡検定所と改称
明治44年9月	富山県度量衡器検定所と改称
昭和23年6月	富山県度量衡検定所と改称
昭和27年3月	富山県計量検定所と改称
昭和42年4月	検定係、取締係の2係を置く
昭和49年4月	富山市西田地方町の独立庁舎に移転
昭和54年4月	係制を廃し、指導課、検定課の2課を置く
昭和62年4月	富山市新庄町の合同庁舎に移転
平成12年4月	地方分権改革に伴い、計量業務の多くが国の事務から県の自治事務になる
平成17年4月	組織の見直しにより、検定課、指導課の2課制が廃止

# 3 組織と所掌事務 (平成30年3月現在)



## 所 長

- |     |    |
|-----|----|
| 副主幹 | 2名 |
| 主任  | 1名 |
| 主事  | 1名 |
| 嘱託員 | 3名 |

- 計量関係事業の登録、届出等に関する事
- 計量器の検定に関する事
- 基準器検査に関する事
- 計量器の定期検査に関する事
- 計量証明検査に関する事
- 依頼検査に関する事
- 計量器、商品量目の立入検査に関する事
- 計量関係事業者への指導、立入検査に関する事
- 商品量目試買調査会に関する事
- 計量思想の啓発普及に関する事
- 検定・検査に係る研修に関する事

## II 業 務

## 1 計量関係事業の登録等

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、計量器の製造、修理、販売を行おうとする者による国又は県への届出、計量証明の事業を行おうとする者による知事の登録が必要となっています。  
 なお、適正な計量管理を行っている者は適正計量管理事業所として指定を受けることができます。

### (1) 計量関係事業の登録等の年度別実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	手数料
指定製造事業者	品質管理検査	0	0	0	0	0	0 円
計量証明事業者	登 録	2	2	2	0	0	0
	登録証の訂正・再交付	6	0	6	0	5	8,750
	登録簿謄本の交付	27	7	24	8	24	18,240
	登録簿の閲覧	0	0	0	0	0	0
適正計量管理事業所	指定	0	0	0	1	0	0
	指定検査	0	0	0	1	0	0
その他証明	事業届出等の証明	0	0	0	0	0	0
計		35	9	32	10	29	26,990

### 標 章・標 識

計量証明事業者は、計量証明書に標章を付すことができます。(標章 1)  
 (ダイオキシン類などの極微量物質についての計量証明事業者の場合は、標章 2)  
 また、適正計量管理事業所は、標識を掲げることができます。

計量証明事業者(標章 1)



計量証明事業者(標章 2)



適正計量管理事業所





## (2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況(H30.3現在)

( )は県外届出者数で内数

区 分	製 造		修 理 届 出	販 売 届 出	計量証明 登 録	適正計量管理事業所		合 計
	届 出	指 定				大臣指定	知事指定	
事業所の数	10(3)	2	26	636	67	0	500	1,241
届出等の数	35(12)	4	39	636	93	0	500	1,307
内 訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質量計</li> <li>  1類 3</li> <li>  2類 3</li> <li>  分銅等 3</li> <li>  ホッパースケール 1</li> <li>  充填用自動はかり 1</li> <li>  コンベヤスケール 1</li> <li>  自動補足式はかり 1</li> <li>・ガスメーター</li> <li>  1類 2</li> <li>  2類 2</li> <li>・自動車等給油メーター 4(3)</li> <li>・小型車載燃料油メーター 4(3)</li> <li>・大型車載燃料油メーター 3(2)</li> <li>・定置燃料油メーター 4(3)</li> <li>・微流量燃料油メーター 1</li> <li>・血圧計 1類 1</li> <li>・液化石油ガスメーター 1(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスメーター</li> <li>  1類 2</li> <li>  2類 2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシメーター 6</li> <li>・質量計</li> <li>  1類 6</li> <li>  2類 3</li> <li>  分銅等 1</li> <li>  自重計 6</li> <li>・自動車等給油メーター 1</li> <li>・小型車載燃料油メーター 1</li> <li>・大型車載燃料油メーター 1</li> <li>・圧力計</li> <li>  2類 1</li> <li>・濃度計</li> <li>  1類 4</li> <li>  2類 4</li> <li>  3類 4</li> <li>・液化石油ガスメーター 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質量計 636</li> <li>・質量 42</li> <li>・体積 3</li> <li>・熱量 4</li> <li>・濃度 24</li> <li>・音圧レベル 10</li> <li>・振動加速度レベル 10</li> </ul>				

## 2 計量器の検定

適正な計量器を供給するため、取引又は証明に使用する計量器はその構造や器差が定められた基準に適合しているかどうかを判定する検定が行なわれます。

本県での検定実績は次のとおりです。

### (1) 29年度器種別検定の実績

単位:個

区 分	製 造 品		修 理 品		計		手数料(円)
	検 定 数	不 合 格 数	検 定 数	不 合 格 数	検 定 数	不 合 格 数	
タクシメーター (装置検査)	0	0	1,113	39	1,113	39	779,100
質 量 計 (はかり)	33	0	18	0	51	0	803,250
ガ ス メ ー タ ー	0	0	120	2	120	2	12,000
燃 料 油 メ ー タ ー	0	0	708	2	708	2	1,562,100
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	0	0	19	0	19	0	121,600
アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	33	0	1,978	43	2,011	43	3,278,050

### (2) 検定の推移

○ 5年間の検定の推移は、次のとおりです。

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成25年度	5,994	4,194,410
平成26年度	2,683	4,352,620
平成27年度	2,428	3,743,660
平成28年度	2,339	3,733,860
平成29年度	2,011	3,278,050

○ 器種別の検定の推移は、次のとおりです。

#### ア タクシメーター(装置検査)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成25年度	1,171	819,700
平成26年度	1,153	807,100
平成27年度	1,187	830,900
平成28年度	1,134	793,800
平成29年度	1,113	779,100

#### エ 燃料油メーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成25年度	935	2,119,250
平成26年度	1,334	2,898,050
平成27年度	1,070	2,379,800
平成28年度	1,035	2,279,700
平成29年度	708	1,562,100

#### イ 質量計(はかり)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成25年度	53	761,620
平成26年度	43	573,550
平成27年度	34	470,600
平成28年度	47	609,900
平成29年度	51	803,250

#### オ 液化石油ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成 25年度	17	108,800
平成 26年度	9	57,600
平成 27年度	7	44,800
平成 28年度	6	38,400
平成 29年度	19	121,600

#### ウ ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成25年度	3,818	385,040
平成26年度	144	16,320
平成27年度	130	17,560
平成28年度	117	12,060
平成29年度	120	12,000

#### カ アネロイド型血圧計

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成 25年度	0	0
平成 26年度	0	0
平成 27年度	0	0
平成 28年度	0	0
平成 29年度	0	0

### (3) 検定の実施方法

計量器の検定は、検定所内で行うものと計量器の所在の場所で行うもの(出張検定)があります。内訳は次のとおりです。

計量器 区分	検定総数	所内検定		出張検定		備考
			%		%	
タクシメーター (装置検査)	1,113	596	53.5	517	46.5	
質量計(はかり)	51	11	21.6	40	78.4	
ガスメーター	120	0	0.0	120	100.0	
燃料油メーター	708	0	0.0	708	100.0	
液化石油ガスメーター	19	0	0.0	19	100.0	
アネロイド型血圧計	0	0	-	0	-	
合計	2,011	607	30.2	1,404	69.8	

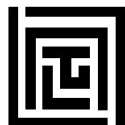
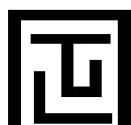
### 証 印

検定に合格した計量器には、検定証印(タクシメーターは装置検査証印)が付されます。  
また、経済産業大臣の指定を受けた「指定製造事業者」が製造した計量器には、検定証印に代わり基準適合証印が付されます。

検定証印

基準適合証印

装置検査証印  
(タクシメーター)



### 計量器の使用有効期間

計量器のなかには、一定期間の経過後修理が必要な計量器があります。これらの計量器には、検定証印等とともに有効期限を示す年月が付されます。また、有効期限の定めが無い計量器には、検定証印等を付した年月が付されます。

計量器の種類	有効期間
タクシメーター (装置検査)	1年
質量計(はかり)	無し
ガスメーター	10年または7年
燃料油メーター	7年または5年
液化石油ガスメーター	4年
アネロイド型血圧計	無し

※

※取引・証明に使用する「はかり」は2年毎に定期検査を受けなければなりません。詳しくは11ページをご覧ください。

### 3. 計量器の検査

#### (1) 基準器検査

基準器は、検定の際の基準として、または製造・修理事業者が行う検査などの基準として用いられるものです。

基準器を用いて行う計量器の検査と、検査を受けることができる者が限定されています。

5年間の検査実績は次のとおりですが、本県では分銅類の検査が主になっています。

単位：個

種 類	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数
基準分銅類										
1 級	71	0	178	0	47	1	136	0	182	4
2 級	173	0	288	0	141	0	132	0	333	0
3 級	210	0	189	0	162	0	168	0	166	0
基 準 は かり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシメーター 装置検査用基準器	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0
基準ガスメーター	56	0	58	0	59	0	60	0	58	0
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	4	0	9	0	4	0	1	0	8	0
合 計	514	0	729	0	415	1	497	0	747	4
手数料(円)	1,689,540		2,291,860		1,516,170		1,875,740		1,955,620	

#### 基準器の使用有効期間

基準器にはその種類ごとに有効期間が定められています。

検査に合格した基準器には、基準器検査証印が付され、器差、使用の方法、有効期間等を記載した基準器検査成績書が発行されます。

基準器の種類	有効期間
基準分銅	鋳鉄製、軟鋼製： 1年 上 記 以 外 ： 5年
基準はかり	3年
タクシメーター 装置検査用基準器	4年
基準ガスメーター	2年
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	5年

基準器検査証印



## (2) 計量証明検査

計量証明事業(貨物の質量・体積や大気・水・土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルを計量し、その結果を証明する事業)の登録を受けた者は、事業に使用する特定計量器について一定期間ごとに検査を受けることが義務付けられています。

本県の場合、質量計については国家資格者である計量士により検査が行われていますが、濃度計、騒音計などの環境計測用計量器については、経済産業大臣が指定した者(指定検定機関)が行う検定を受検することにより、検査免除となっています。

○ 5年間の推移は、次のとおりです。

単位：個

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		備 考
	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	
県 の 検 査	質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	手数料(円)	0		0		0		0		0	
計 量 士 の 検 査	質 量 計	14	0	31	0	11	0	35	0	16	0
	濃 度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	騒 音 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	振動レベル計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	14	0	31	0	11	0	35	0	16	0

### 計量証明検査を受けるべき期間

計量証明検査の周期は、計量証明事業者が登録を受けた日から、計量器の種類に応じ以下のとおりです。

合格した計量器には、計量証明検査済証印と検査を行った年月が付されます。

計量器の種類	検査を受けるべき期間
質量計(はかり)	2年
騒音計	3年
振動レベル計	3年
濃度計 ※	3年

計量証明検査済証印



※ ガラス電極式水素イオン濃度計検出器を除く。

### (3) 依頼検査

取引又は証明に使用する計量器は、検定・検査が義務付けられていますが、生産管理用の計量器には検査義務はありません。また、一度検定を受ければその後は検査が不要な計量器(血圧計など)もあります。

このような計量器について、定期的に精度確認を行いたいという使用者の要望を受けて、本県では昭和45年度から依頼検査制度を設けて、計量器の任意の検査を行っています。

○ 5年間の推移は、次のとおりです。

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		備 考
	検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		
	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	
質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
圧 力 計	1	5	2	8	1	3	0	0	1	3	
血 圧 計	10	119	20	142	12	134	12	111	10	106	
合 計	11	124	22	150	13	137	12	111	11	109	
手数料(円)	37,130		46,330		28,470		32,010		27,480		

#### (4) 計量器の定期検査

計量器のうち、質量計といわれるもの(はかり、分銅など)は、2年に1度検査を受けることが義務付けられています。この定期検査は、県又は特定市(富山市・高岡市)の長が実施しますが、計量士(国家資格者)も行うことができます(定期検査に代わる計量士の検査)。

計量士による検査を受け合格したときは、その旨を定期検査実施日までに県知事又は特定市の長に届け出ることにより、定期検査が免除されます。

本県では、特定市を除き、県下を2つの地域(東部、西部)に分けて隔年ごとに実施しています。

(富山市・高岡市は計量法上の特定市として独自に検査を実施しています。)

##### ア. 5年間の推移(県が実施した検査)

区 分	検査戸数	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	備 考
平成25年度	444	915	4	0.4	東部 3市4町1村
平成26年度	546	1,543	14	0.9	西部 5市
平成27年度	435	856	5	0.6	東部 3市4町1村
平成28年度	538	1,556	13	0.8	西部 5市
平成29年度	426	822	4	0.5	東部 3市4町1村

##### イ. 平成29年度器種別検査成績

区 分	検査器種	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	備 考
県 の 検 査	電気式はかり	138	2	1.4	
	手動天びん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	1	0	0.0	
	棒はかり	0	0	—	
	その他の手動はかり	34	0	0.0	
	ばね式指示はかり	424	2	0.5	
	手動指示併用はかり	9	0	0.0	
	その他の指示はかり	2	0	0.0	
	小 計	608	4	0.7	
	分 銅	54	0	0.0	
お も り	160	0	0.0		
合 計	822	4	0.5		
計量士の検査	電気式はかり	1,206	8	0.7	(内、ひょう量2t超 88台)
	手動天びん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	0	0	—	
	棒はかり	0	0	—	
	その他の手動はかり	107	1	0.9	
	ばね式指示はかり	226	3	1.3	
	手動指示併用はかり	9	0	0.0	
	その他の指示はかり	4	0	0.0	
	小 計	1,552	12	0.8	
	分 銅	20	0	0.0	
お も り	200	0	0.0		
合 計	1,772	12	0.7		

ウ 県の定期検査内訳(平成29年度)

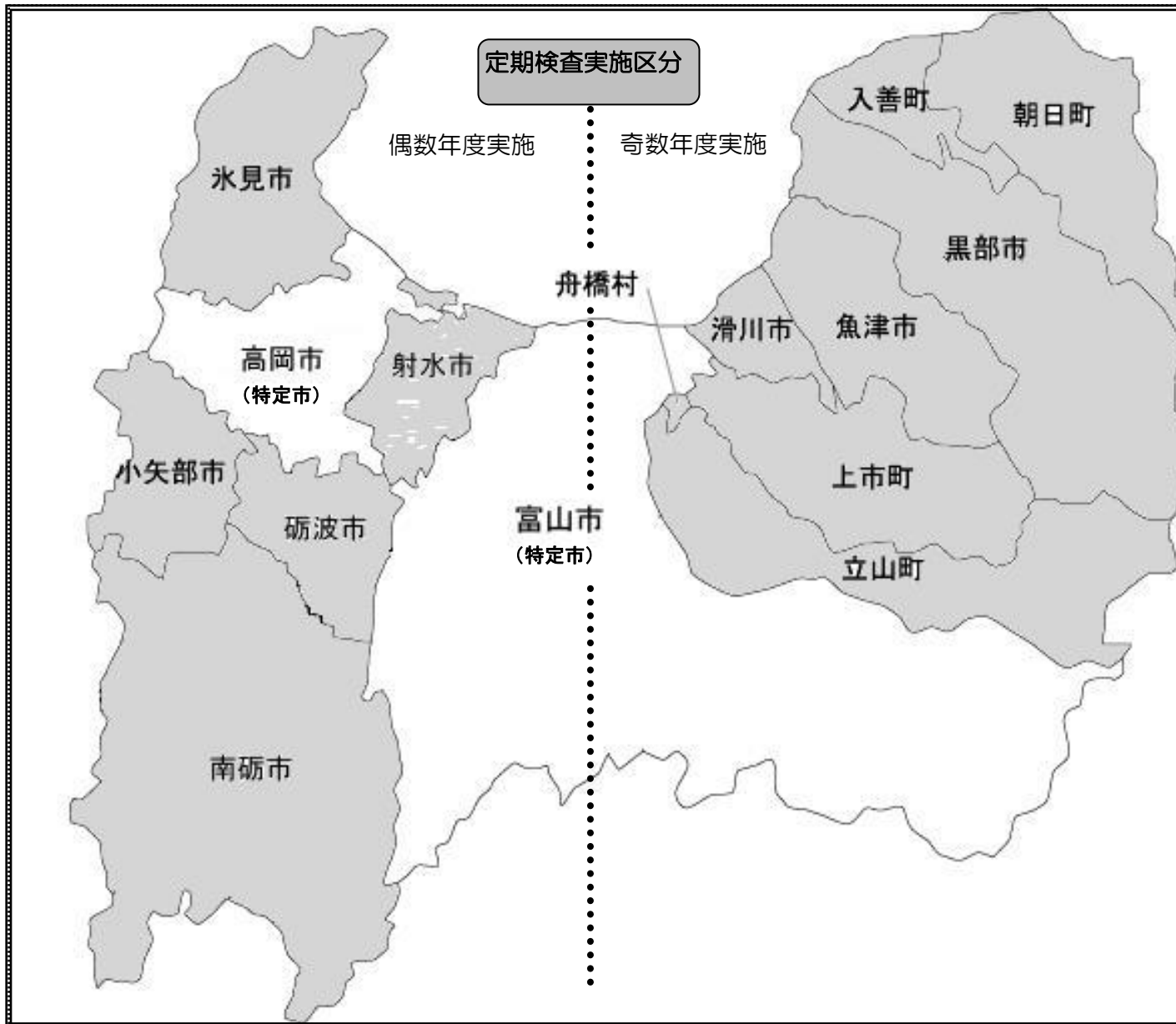
検査区分	項目 市町村名	検査日数(日)			検査人員 (人)	検査件数 (戸)	検査手数料 (円)	はかりの種類 (台)									小計	分銅 (個)	おもり (個)	合計
		総日数	集合検査	二次検査				電気式はかり	手動天びん	等比皿手動はかり	棒はかり	その他の手動はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他の指示はかり					
集合	魚津市	7.0	7.0	0.0	24	151	114,950	13	0	0	0	5	176	3	0	197	10	25	232	
	滑川市	3.0	3.0	0.0	12	52	81,120	33	0	0	0	4	48	1	0	86	5	17	108	
	黒部市	6.0	6.0	0.0	21	70	69,280	16	0	0	0	8	72	2	0	98	10	38	146	
	舟橋村	0.5	0.5	0.0	3	6	10,160	5	0	0	0	0	2	1	0	8	6	0	14	
	上市町	2.0	2.0	0.0	7	44	71,790	28	0	0	0	7	35	0	0	70	0	29	99	
	立山町	3.0	3.0	0.0	9	40	65,010	28	0	0	0	2	31	1	2	64	6	15	85	
	入善町	3.0	3.0	0.0	12	34	37,240	10	0	1	0	6	28	1	0	46	17	27	90	
	朝日町	2.0	2.0	0.0	6	29	26,090	5	0	0	0	2	32	0	0	39	0	9	48	
合計		26.5	26.5	0.0	94	426	475,640	138	0	1	0	34	424	9	2	608	54	160	822	



エ 計量士の検査内訳(平成29年度)

単位：台

項目 市町村名	検査件数 (戸)	検査台数					小型ばかり(ひょう量2t以下)							大型ばかり(ひょう量2t超)			小計	分銅 (個)	おもり (個)	合計	
		2t以下	10t以下	30t以下	50t以下	50t超	電気式ばかり	手動天びん	等比皿手動ばかり	棒ばかり	その他の手動ばかり	ばね式指示ばかり	手動指示併用ばかり	その他の指示ばかり	電気式ばかり	その他の手動ばかり					その他の指示ばかり
魚津市	117	403	0	2	9	0	307	0	0	0	16	78	2	0	11	0	0	414	10	11	435
滑川市	68	213	0	1	7	3	167	0	0	0	19	22	5	0	11	0	0	224	10	40	274
黒部市	119	299	4	1	16	3	233	0	0	0	14	51	1	0	24	0	0	323	0	43	366
舟橋村	5	6	0	0	2	0	3	0	0	0	1	2	0	0	2	0	0	8	0	0	8
上市町	47	179	0	2	9	0	150	0	0	0	15	12	0	2	11	0	0	190	0	0	190
立山町	52	162	3	7	6	0	122	0	0	0	15	23	0	2	16	0	0	178	0	5	183
入善町	63	125	0	3	6	0	94	0	0	0	19	11	1	0	9	0	0	134	0	77	211
朝日町	27	77	0	1	2	1	42	0	0	0	8	27	0	0	4	0	0	81	0	24	105
合計	498	1,464	7	17	57	7	1,118	0	0	0	107	226	9	4	88	0	0	1,552	20	200	1,772



## 4 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量関係事業者、商店及び工場・事業所などへ立入り、商品の量目検査、使用中の計量器の確認及び計量管理の指導を行っています。

### (1) 商品量目立入検査

【中元時期】

平成29年7月25日～8月1日

実働

5日間

延べ人員

10名

商品分類	項目	検査戸数	不適正		検査個数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因			
			戸数	率		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥などの自然減量	その他	
								個数	率				
特定商品	食肉類	食肉	10	0	0.0%	249	2	247	0	0.0%	0	0	0
		食肉加工品	1	0	0.0%	5	0	5	0	0.0%	0	0	0
	魚介類	魚介類	9	1	11.1%	193	0	172	21	10.9%	21	0	0
		魚介類加工品	8	0	0.0%	90	1	89	0	0.0%	0	0	0
	野菜	野菜	10	3	30.0%	202	0	184	18	8.9%	5	12	1
		野菜の加工品	7	0	0.0%	64	0	57	7	10.9%	0	7	0
	農産物の漬物		0	0		0	0	0		0	0	0	
	果実	果実	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		果実の加工品	3	0	0.0%	15	0	15	0	0.0%	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		つくだに	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		その他の調理食品	10	1	10.0%	243	11	225	7	2.9%	7	0	0
	茶類		9	0	0.0%	74	0	74	0	0.0%	0	0	0
	菓子類		7	0	0.0%	110	1	109	0	0.0%	0	0	0
	精米及び精麦		1	0	0.0%	5	0	5	0	0.0%	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)		6	0	0.0%	55	0	55	0	0.0%	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品		6	0	0.0%	45	0	45	0	0.0%	0	0	0
	めん類		7	0	0.0%	64	0	64	0	0.0%	0	0	0
	調味料類		5	0	0.0%	30	0	30	0	0.0%	0	0	0
	その他	食品	8	0	0.0%	70	0	70	0	0.0%	0	0	0
非食品		0	0		0	0	0	0		0	0	0	
非特定商品		0	0		0	0	0	0		0	0	0	
合計		107	5	4.7%	1,514	15	1,446	53	3.5%	33	19	1	

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査個数	不適正		不適正事業者の措置		
		延べ数	実数	戸数		率	個数		率	現場での口頭注意	文書等による指導	勸告法第15条	
				延べ数	実数								延べ数
5	10	107	10	5	4	4.7%	40.0%	1,514	53	3.5%	0	4	0

注) 不適正戸数とは、量目不足商品の数が検査個数に占める割合が5%を超えた店舗数。

量目不足とは、計量法に定められた量目公差(17ページ参照)を超える不足をいう。

【年末時期】

平成29年11月28日～12月5日

実働

4.5日間

延べ人員

10名

商品分類	項目		検査戸数	不適正		検査個数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因		
				戸数	率		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥などの自然減量	その他
			個数			率							
特定商品	食肉類	食肉	9	0	0.0%	220	3	216	1	0.5%	0	0	1
		食肉加工品	2	0	0.0%	10	1	9	0	0.0%	0	0	0
	魚介類	魚介類	9	1	11.1%	213	0	211	2	0.9%	2	0	0
		魚介類加工品	7	1	14.3%	50	0	49	1	2.0%	1	0	0
	野菜	野菜	9	2	22.2%	171	0	155	16	9.4%	13	3	0
		野菜の加工品	5	1	20.0%	35	1	28	6	17.1%	5	1	0
	農産物の漬物		0	0		0	0	0	0		0	0	0
	果実	果実	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		果実の加工品	1	0	0.0%	5	0	5	0	0.0%	0	0	0
	調理食品	調理食品		0	0		0	0	0		0	0	0
		つくだに		0	0		0	0	0		0	0	0
		その他の調理食品		9	0	0.0%	228	0	227	1	0.4%	0	0
	茶類		7	0	0.0%	55	0	55	0	0.0%	0	0	0
	菓子類		8	0	0.0%	125	4	121	0	0.0%	0	0	0
	精米及び精麦		0	0		0	0	0	0		0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)		5	0	0.0%	35	0	35	0	0.0%	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品		6	0	0.0%	45	2	43	0	0.0%	0	0	0
	めん類		8	0	0.0%	55	1	54	0	0.0%	0	0	0
	調味料類		0	0		0	0	0	0		0	0	0
	その他	食品	5	0	0.0%	25	0	25	0	0.0%	0	0	0
非食品		0	0		0	0	0	0		0	0	0	
非特定商品		0	0		0	0	0	0		0	0	0	
合計			90	5	5.6%	1,272	12	1,233	27	2.1%	21	4	2

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査個数	不適正		不適正事業者の措置		
		延べ数	実数	戸数		率			個数	率	現場での口頭注意	文書等による指導	勸告法第15条
				延べ数	実数	延べ数	実数						
4.5	10	90	9	5	2	5.6%	22.2%	1,272	27	2.1%	0	2	0

注) 不適正戸数とは、量目不足商品の数が検査個数に占める割合が5%を超えた店舗数。  
 量目不足とは、計量法に定められた量目公差(17ページ参照)を超える不足をいう。

## 主な商品と量目公差

量目公差は、表示量に対して実量が不足している場合に適用され、商品の種類とその表示量により、以下のとおり定められています。

量目公差表【1】

主な商品	表示量	量目公差
食肉、ハム、ウインナー、塩たらこ、塩かずのこ、精米、もち、お茶、コーヒー、菓子など	5 g 以上 50 g 以下	4 %
	50 g を超え 100 g 以下	2 g
	100 g を超え 500 g 以下	2 %
	500 g を超え 1 k g 以下	10 g
	1 k g を超え 25 k g 以下	1 %

量目公差表【2】

主な商品	表示量	量目公差
物菜などの調理食品、野菜、漬物、果物、乾めん、魚、貝、乾燥魚介類など	5 g 以上 50 g 以下	6 %
	50 g を超え 100 g 以下	3 g
	100 g を超え 500 g 以下	3 %
	500 g を超え 1 k g 以下	15 g
	1 k g を超え 25 k g 以下	1 %

内容量が表示量を超える「過量」のものについては、以下の範囲に収めるよう指導しています。

	誤 差
5 g 以上 50 g 以下	5 g
50 g を超え 300 g 以下	10 %
300 g を超え 1000 g 以下	30 g
1000 g を超えるとき	3 %

(2) 計量器の立入検査

ア. 燃料油メーター、液化石油ガスメーター

検査期日 第1回:平成29年5月8日 ~ 5月17日(6日間)  
第2回:平成29年8月24日 ~ 9月26日(5日間)  
検査人員 延べ22名

種類	項目			検査			備考
	検査事業者数	不適正事業者数	率(%)	検査台数	不適正台数	率(%)	
計量器検査	31	0	0.0	397	0	0.0	

イ. ガスメーター(石油ガス用)

検査期日 平成29年8月23日 ~ 9月12日(6日間)  
検査人員 延べ12名

種類	項目			検査			備考
	検査事業者数	不適正事業者数	率(%)	検査台数	不適正台数	率(%)	
台帳検査	19	2	10.5	18,558	2	0.01	

ウ. 水道メーター

検査期日 平成29年8月17日、18日(2日間)  
検査人員 延べ4名

種類	項目			検査			備考
	検査事業者数	不適正事業者数	率(%)	検査台数	不適正台数	率(%)	
台帳検査	2	0	0.0	18,938	0	0.00	

エ. 証明用電気計器

検査期日 平成29年5月29日 ~ 6月2日(5日間)  
検査人員 延べ10名

種類	項目			検査			備考
	検査事業所数	不適正事業所数	率(%)	検査台数	不適正台数	率(%)	
計量器検査	42	28	66.7	49	28	57.1	

オ. タクシーメーター

検査期日 平成30年2月28日、3月14日(2日間)  
検査人員 延べ4名

種類	項目			検査			備考
	検査事業所数	不適正事業所数	率(%)	検査台数	不適正台数	率(%)	
計量器検査	5	0	0.0	27	0	0.0	

(3) 計量関係事業者への立入検査

ア 届出製造・修理事業者

検査期日 平成30年2月14日 ～ 3月9日 (5日間)

検査人員 延べ10名

検査事業所数 5事業所 (製造 1、修理 5)

検査結果 文書注意 3件 口頭注意 2件

変更届の提出、検査規則・マニュアルの見直し、設備台帳の整備等について指導を行った。

イ 計量証明事業者

検査期日 平成30年1月23日 ～ 2月1日 (5日間)

検査人員 延べ10名

検査事業所数 12事業所 (濃度 4、音圧レベル 2、振動加速度レベル 2、質量 7、熱量 1)

検査結果 文書注意 6件 口頭注意 1件

登録申請書記載事項及び事業規程の変更、設備管理等について指導を行った。

ウ 指定製造事業者

検査期日 平成29年11月14日、15日 (2日間)

検査人員 延べ8名

検査工場数 2工場4区分 (各 ガスメーター第1類、ガスメーター第2類)

検査結果 適正に実施されていた。

## 5 商品量目試買調査会

一般消費者の方々に実際に商品の量目を調査してもらうことにより、身近な商店における商品量目の実態把握を通して、適正計量の重要性の再認識と計量思想の普及向上を図ることを目的としています。

実施期間 平成29年10月23日、11月8日、11月9日  
 実施会場 3会場(2市1町)  
 参加調査員 29名

### 商品量目試買調査会結果

商品名	項目	調査個数	不足		正量		超過	
			件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
食肉		29	3	10.3	25	86.2	1	3.5
食肉の加工品		29	0	0.0	25	86.2	4	13.8
惣菜		27	1	3.7	26	96.3	0	0.0
麺類		29	0	0.0	26	89.7	3	10.3
菓子類		27	0	0.0	25	92.6	2	7.4
その他		26	1	3.8	23	88.5	2	7.7
合計		167	5	3.0	150	89.8	12	7.2

注) 不足とは、計量法に定められた量目公差を超える不足をいう。  
 超過とは、ガイドラインに定める誤差範囲を超える過量をいう。

#### 【市町村ごとの内訳】

市町村	項目	参加人員	調査件数	不足		正量		超過	
				件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
上市町		8	48	2	4.2	43	89.6	3	6.2
砺波市		11	65	3	4.6	60	92.3	2	3.1
小矢部市		10	54	0	0.0	47	87.0	7	13.0
合計		29	167	5	3.0	150	89.8	12	7.2



## 6 計量思想の普及指導

計量思想の普及啓発と適正計量の推進を図るため、県と特定市である富山市、高岡市及び(公社)富山県計量協会が協力して各種の事業を行っています。

### (1) 計量記念日事業 (計量記念日:11月1日)

事業区分	日時・場所	内容
みんなの消費生活展 計量のつどい 計量展2017 (富山市)	平成29年7月22日  富山市民プラザ	計量法の趣旨や商品量目の適正化などに関して啓発するとともに、様々な計量器に触れる機会を設けることにより計量思想の普及を図ることを目的として、計量器の展示・計量クイズ及びパネル展示等を実施した。
商品量目試買調査会 (県)	平成29年10月23日 11月 8日 11月 9日	参加者が購入してきた食料品の内容量を量り、表記された内容量どおりであるか調査を行うことにより、日常生活と深いかかわりを持つ計量についての認識を高めるために実施した。 参加者 2市1町 29名
ポスターの掲示 (県・富山市・高岡市)	平成29年10月初旬 ～ 11月末	計量記念日ポスターの掲示  掲示場所: 県内主要官公署など県内一円に掲示。
懸垂幕の掲示 (高岡市)	平成29年11月1日  高岡市庁舎	高岡市庁舎に「適正な計量が暮らしをまもります11月1日は計量記念日」の懸垂幕を掲示した。

### (2) 講習会 (検定所職員が講師となったもの)

事業区分	日時・場所	内容
主任計量者講習会	平成29年5月19日  計量検定所会議室	「計量証明に必要な知識経験を有する事に関する基準」に基づく試験の実施にあたり、受験者に対し計量証明事業の概要について講習を行った。 区分: 質量 参加者 20名
計量法令等研修会	平成30年2月8日  富山県民会館	公益社団法人富山県計量協会 環境計量証明部会 行政機関との研修会 最近の計量情勢について 参加者 21社 29名

### Ⅲ 特定市における業務概要

# 富山市業務概要 （特定市の指定 昭和42年4月）

平成30年3月31日現在

## 1 計量器の定期検査

### (1) 実施状況

区 分	実施延人員	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集合検査	33	13	174	481	3	0.6
所在場所検査	38	19	64	159	0	0
持込検査	0	0	0	0	0	0
計	71	32	238	640	3	0.5

### (2) 器種別状況

区 分	検査個数	不合格数	不合格率(%)
手動天びん	0	0	0
棒はかり	1	0	0
等比皿手動はかり	0	0	0
不等比皿手動はかり	26	1	3.8
手動指示併用はかり	11	0	0
ばね式指示はかり	235	1	0.4
直線目盛指示はかり	4	0	0
台手動はかり	10	0	0
その他 指示はかり	0	0	0
光電式はかり	0	0	0
静電式はかり	0	0	0
電気抵抗線式はかり	150	1	0.7
電磁式はかり	0	0	0
誘電式はかり	0	0	0
その他 電気式はかり	0	0	0
おもり・分銅	203	0	0
計	640	3	0.5

### (3) 定期検査に代わる計量士の検査

検査計量士 9名  
 検査戸数 509戸  
 検査個数(おもり・分銅を含む) 2,862台 (不合格 21台)

## 2 立入検査

### (1) 特定計量器

	検査戸数	検査器数	不適合器数	不適合率(%)	備 考
ガスメーター(※)	9	9	0	0	計量器検査
	9	80,908	0	0	台帳検査
水道メーター	1	1	0	0	計量器検査
	1	165,248	12	0.007	台帳検査

(※)都市ガス、石油ガス

### (2) 商品量目(中元時期+年末・年始)

(内容量表記商品)

項目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	14	187	12	6.4	175	93.6	0	0
食肉の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
魚 介 類	12	115	0	0	115	100	0	0
魚介類の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
野 菜	13	177	0	0	172	97.2	5	2.8
野菜の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
農産物の漬物	0	0	0	0	0	0	0	0
果 実	0	0	0	0	0	0	0	0
果実の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
調 理 食 品	12	140	0	0	140	100	0	0.0
茶 類	0	0	0	0	0	0	0	0
菓 子 類	0	0	0	0	0	0	0	0
精 米 及 び 精 麦	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
め ん 類	0	0	0	0	0	0	0	0
調 味 料 類	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	51	619	12	1.9	602	97.3	5	0.8

# 高岡市業務概要

(特定市の指定 昭和44年7月)

## 1 計量器の定期検査

実施状況	定期検査に代わる計量士の検査		
検査計量士	5名		
検査戸数	242戸		
検査個数(おもり・分銅を含む)	890個		

## 2 立入検査

### 商品量目

(内容量表記商品)

項目 商品名	検査戸数	検査件数	不足		正量		超過	
			件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
食肉	10	222	0	0.0	219	98.6	3	1.4
食肉の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
魚	9	186	0	0.0	186	100.0	0	0.0
魚の加工品	2	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
野菜	11	238	16	6.7	222	93.3	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果物	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調理食品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
つくだに	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の調理食品	10	220	4	1.8	216	98.2	0	0.0
茶類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓子類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精米及び精麦類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類) の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
めん類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調味料類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	42	876	20	2.3	853	97.4	3	0.3